

お忘れなく!

臨時福祉給付金・ 子育て世帯臨時特例給付金のお知らせ

申請期間を10月31日まで延長します。

広報しべちゃ6月号・8月号でもお知らせしました2つの給付金について、役場や各公民館に申請書を提出して、すでに申請している方もいますが、申請期間を延長することとしました。支給対象者や支給額の変更はありませんが、今一度、ご確認いただき該当と思われる方は、お早めに申請してください。

■申請先／役場住民課社会福祉係、各公民館（受け付けのみ）

■必要なもの／申請者名義の通帳またはキャッシュカードの写し、代理申請の方は代理の方の身分を証明できるもの（住民基本台帳カード、運転免許証、旅券などの写し）

※持参いただければ窓口でコピーします。

「子育て世帯臨時特例給付金」は受取口座を児童手当の口座を指定する場合、通帳などの写しは不要です。（公務員は添付）

問い合わせ

●申請方法に関する問い合わせ

標茶町役場住民課社会福祉係（1階②番窓口 ☎485-2111内線122）

●制度に関する問い合わせ

厚生労働省 2つの給付金に関する専用ダイヤル（☎0570-037-192）

みな いいきゅうふ

臨時福祉給付金

支給要件

●支給対象者

・平成26年度分の住民税が課税されていない方が対象です。

ただし、（ ・課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合
・生活保護の受給者である場合 など ）は除きます。

●支給額

・1人につき **10,000円（1回限り）**

・下記の《加算対象者》は1人につき**5,000円**を加算

《加算対象者》

- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者※1
- ・児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者など※2

※1 平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象です。

※2 平成26年1月分の手当などを受給している方が対象です。

表1 【住民税が課税されない所得水準の目安（非課税限度額）】

（給与所得者）

区分	非課税限度額※ （給与収入ベース）
単身	93万円
夫婦	137.8万円
夫婦子1人	168万円
夫婦子2人	209.7万円

（公的年金等受給者）

区分	非課税限度額※ （年金収入ベース）	
単身	65歳以上	148万円
	65歳未満	98万円
夫婦	65歳以上	192.8万円
	65歳未満	147万円

※生活保護基準の3級地（標茶町など）における非課税限度額。

子育て世帯臨時特例給付金

支給要件

●支給対象者

次のどちらの要件も満たす方が対象です。

①平成26年1月分の児童手当・特例給付※を受給

②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満（表2の限度額目安未満かどうか）

※特例給付とは、所得が高額な方について、児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです。

●対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

ただし、（ ・「臨時福祉給付金」の対象となる児童
・生活保護の受給者となっている児童 など ）は除きます。

●支給額

対象児童1人につき **10,000円**

表2【児童手当の所得制限限度額（給与収入ベース）】

区分 (扶養親族等の数)	限度額目安 (給与収入ベース)
子1人(1人)	875.6万円
夫婦子1人(2人)	917.8万円
夫婦子2人(3人)	960万円

自然の番人宣言

自然の番人宣言は、貴重な自然環境を守り、次世代に引き継いでいくため、私たち一人一人が「自然の番人」となり、不法投棄やポイ捨てを撲滅しようとするもので、平成18年4月に釧路管内の全市町村が共同で制定しました。

町内でも、道端へのポイ捨てや家庭ごみなどの不法投棄が発生しています。

自然を壊すポイ捨てや不法投棄をしない、させない、許さないという思想を私たち一人一人が持ち、皆さんで本町の美しい自然環境を守りましょう。

自然の番人宣言の全文を記載したリーフレット（図1）やポスター、自動車に貼り付けるステッカー（図2）を下記係で配布していますので、希望する方はお気軽に申し込みしてください。



図1 リーフレット

- ポイ捨てや不法投棄は犯罪です。絶対にしないようにしてください。
- 不法投棄者への罰則は、個人の場合は5年以下の懲役または1千万円以下の罰金、法人の場合は3億円以下の罰金となります。
- 不法投棄を見つけたら、下記へ通報してください。
 - ・不法投棄ごみを発見したとき…下記係
 - ・不法投棄をしている人を発見したとき…弟子屈警察署(☎482-2110)



図2 ステッカー

■ 問い合わせ/役場住民課環境衛生係（1階⑤番窓口☎485-2111内線126）

不法投棄クリーン作戦

ごみの不法投棄の根絶と、自然と調和した美しいまちづくりの推進を目指し、下記のとおりクリーン作戦を実施します。参加いただける方は下記係へ申し込みをお願いします。

- 日時/10月25日(土) 午前9時30分～
- 集合場所/コンベンションホールういず前駐車場
- 実施場所/町内
- 申し込み/役場住民課環境衛生係（1階⑤番窓口☎485-2111内線126）

